

日田市生ごみ処理容器支給事業の概要

【目的】

家庭から出された生ごみの堆肥化を推進することで、ごみ減量による処理経費の削減及びリサイクルによる資源循環をより一層促進することを目的に、生ごみ処理容器の支給事業に取り組む。

【対象者】

生ごみ処理容器の支給対象者は、下記の要件を全て満たす者

- 市内に住所を有し、かつ居住している個人又は市内の自治会（事業所除く）
- 生ごみ処理機等を活用し、家庭から発生する生ごみの減量化又は堆肥化に継続的に取り組む意思があること
- 同年度中に「日田市生ごみ処理機等購入費補助金」の交付を受けていないこと。

【支給する生ごみ処理容器】

支給する生ごみ処理容器の種類、数量上限は以下のとおり。

なお、コンポスト容器及びばかし容器と段ボールコンポストは重複して支給は受けられないこととする。

- コンポスト容器及びばかし容器 年度間に 1 台まで
- 段ボールコンポスト（基材込みセット） 年度間 3 台まで
※基材セット内容 ピートモス・もみ殻くん炭
- 自治会が、自治会活動の一環として支給申し込みする場合、コンポスト並びにボカシ容器に限り支給上限の限りではない。

【問い合わせ先】

日田市環境課生活環境係 電話 0973-22-8208（直通） FAX 0973-22-8241

E-mail kankyo@city.hita.lg.jp